

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 6     | 個人住民税に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八代市長

## 公表日

令和6年3月28日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



| システム3       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 中間サーバー   |
| ②システムの機能    | <p>1 符号管理機能<br/>情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管し、及び管理する。</p> <p>2 情報照会機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に特定個人情報(連携対象)を照会し、照会した情報を受領する。</p> <p>3 情報提供機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関からの特定個人情報(連携対象)の照会に対して、当該情報の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能<br/>中間サーバーと業務システム、既存住民基本台帳システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があったときに、情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する。<br/>また、必要に応じてアクセス記録の検索、抽出及び出力を行い、並びに不開示設定や過誤事由の更新を行い、並びに保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能<br/>情報提供機能において情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持し及び管理する。</p> <p>7 データ送受信機能<br/>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能<br/>セキュリティを管理する。</p> <p>9 職員認証及び権限管理機能<br/>中間サーバーを利用する職員の認証を行い操作者を一意に特定し、及び職員に付与された権限に基づきシステム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能<br/>中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 (各種システム )   |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 団体内統合利用番号連携サーバー  |
| ②システムの機能    | <p>1 宛名管理機能<br/>既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能<br/>個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能<br/>個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。</p> <p>4 情報照会機能<br/>中間サーバーに特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、及び中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>5 情報提供機能<br/>情報提供ネットワークシステムを介して行なわれる情報照会要求情報を業務システムから受領し、中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 (各種システム )   |

| システム5          |  |
|----------------|--|
| ①システムの名称       | 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)   |
| ②システムの機能       | <p>年金保険者、国税庁、事業所等と個人住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的年金特別徴収機能<br/>年金保険者との公的年金の特別徴収事務に必要なデータの送受信を行う。</li> <li>2 電子申告機能<br/>給与支払報告書・年金支払報告書などの課税資料、特別徴収事務に関する申請書など届出書を受信し管理する。</li> </ol>   |
| ③他のシステムとの接続    | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ファイルサーバーでの連携 )</p>  |
| システム6          |  |
| ①システムの名称       | 国税連携システム   |
| ②システムの機能       | <p>国税データ(所得税確定申告書データ、法定調書データ等)を国税庁と地方公共団体間で連携するためのシステム。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国税連携データ受信機能<br/>国税庁から送信された所得税確定申告書、法定調書等のデータを受信する。</li> <li>2 国税連携データ照会機能<br/>上記1の機能で受信したデータを検索、表示、印刷する。</li> <li>3 団体間回送データ送受信機能</li> </ol>  |
| ③他のシステムとの接続    | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ファイルサーバーでの連携 )</p>  |
| システム7          |  |
| ①システムの名称       | 収納消込システム   |
| ②システムの機能       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消込処理機能: 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。</li> <li>2 収納状況照会機能: 各賦課データ毎の納付状況を照会する。</li> <li>3 還付充当処理機能: 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。</li> <li>4 納税証明書発行機能: 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。</li> <li>5 再発行納付書発行機能: 窓口での支払いのため、再発行納付書を発行する。</li> <li>6 決算処理機能: 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。</li> </ol> |
| ③他のシステムとの接続    | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>            |
| 3. 特定個人情報ファイル名 |  |
| 個人住民税情報ファイル    |  |
| 4. 個人番号の利用 ※   |  |
| 法令上の根拠         | <p>・番号法第9条第1項 別表第1の16、101の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>  |

| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ |  |
|----------------------------|--|
| ①実施の有無                     | [ 実施する ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定         </span>  |
| ②法令上の根拠                    | (情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70<br>,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2の27、121の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署          |  |
| ①部署                        | 財務部市民税課  |
| ②所属長の役職名                   | 市民税課長  |
| 7. 他の評価実施機関                |  |
|                            |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |  |
|----------------|--|
| 個人住民税情報ファイル    |  |
| 2. 基本情報        |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、本市内に事業所若しくは家屋敷を有する個人又は本市に住民登録はないが、居住の実態があり各申告書等(住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を本市へ提出があった者及び課税対象者の扶養親族  |
| その必要性          | 番号法に基づき正確に個人を特定し、公平・公正でかつ効率的に、地方税法に基づく個人住民税事務を遂行するために必要。   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <p>・識別情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> |
|                | その妥当性  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月5日   |
| ⑥事務担当部署        | 財務部市民税課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |   |  |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、国保ねんきん課、長寿支援課、生活介護課、障がい者支援課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンター ) |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) )   |  |
| ③使用目的 ※         | 個人住民税の正確な賦課決定、事務の効率化のため。  |  |
| ④使用の主体          | 使用部署  | 財務部市民税課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所   |
|                 | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>                                      |
| ⑤使用方法           |   | 1 課税対象者管理<br>1月1日住民登録者、家屋敷課税者、住民登録はないが居住実態のあるものに対する課税の管理を行う。<br>2 課税資料管理<br>給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。<br>3 課税情報管理<br>当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。<br>4 徴収方法管理<br>個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。<br>5 扶養情報管理<br>当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報管理で使用する。<br>6 納税通知書<br>納税通知書や課税明細書といった納税通知書で使用する。<br>7 課税・非課税証明書発行<br>課税・非課税証明書を発行することで使用する。<br>8 他団体への通知<br>他団体あてに地方税法294条3項通知や税務署連絡せん等の通知書発行で使用する。 |
|                 | 情報の突合   | 正確な情報保有及び本人確認を行うために次の方法で突合する。<br>1 住民基本台帳及び、宛名管理システムによる4情報による突合を行う。<br>2 個人番号カード又は、通知カードその他本人確認書類により適正な本人確認を行う。<br>3 庁内の他システムと連携し、業務関係情報を入手する場合は、その他識別情報(内部番号)で突合を行う。<br>4 住登外者等で申告書及びその他課税資料の真正性を確認するとき、宛名等情報が個人住民税システムがもつ個人番号と宛名情報が突合できない場合は、住基ネット統合端末を利用する。   |
| ⑥使用開始日          | 平成28年1月1日   |  |



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                     |  |  |
|--|--|--|
| 委託の有無 ※                                  | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 3 ) 件  |  |
| <b>委託事項1</b> 個人住民税システム運用保守業務委託           |  |  |
| ①委託内容                                    | 個人住民税システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応、仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務   |  |
| ②委託先における取扱者数                             | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |  |
| ③委託先名                                    | 株式会社RKKコンピューターサービス   |  |
| 再委託                                      | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|  | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|  | ⑥再委託事項   |  |
| <b>委託事項2</b> 課税資料のパンチ入力委託業務              |  |  |
| ①委託内容                                    | 給与支払報告書等の課税資料をパンチ入力によって電子データ化する業務  |  |
| ②委託先における取扱者数                             | [ 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                                    | 株式会社 KDS 熊本支社  |  |
| 再委託                                      | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|  | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|  | ⑥再委託事項   |  |
| <b>委託事項3</b> eLTAXシステム及び国税連携システム運用管理業務委託 |  |  |
| ①委託内容                                    | eLTAXシステム及び国税連携システムの障害対応、その他システム運用維持管理業務   |  |
| ②委託先における取扱者数                             | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上       |  |
| ③委託先名                                    | 株式会社 RKKCS   |  |
| 再委託                                      | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|  | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|  | ⑥再委託事項   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無                     | [ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 56 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 23 ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| <b>提供先1</b>                  | 情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先(別紙1の表の第1欄に掲げる提供先)  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号及び別表1の第2欄に掲げる規定  |
| ②提供先における用途                   | 別表第1の表の第3欄に掲げる事務   |
| ③提供する情報                      | 地方税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 1万人以上10万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 個人住民税情報ファイルに記載されている者、申告者、扶養親族  |
| ⑥提供方法                        | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度                       | 当初賦課の納税通知後及び賦課更正時  |
| <b>提供先2</b>                  | 給与特別徴収義務者  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4   |
| ②提供先における用途                   | 特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知、徴収して本市に納付する事務のため   |
| ③提供する情報                      | 個人番号、基本4情報、地方税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 1万人以上10万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 特別徴収対象となる給与所得者   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙<br>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 地方税ポータルシステム(eLTAX) )           |
| ⑦時期・頻度                       | 当初賦課決定時、賦課更正時  |
| <b>提供先3</b>                  | 特別徴収を行う年金保険者   |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5   |
| ②提供先における用途                   | 特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知、徴収して本市に納付する事務のため   |
| ③提供する情報                      | 年金特別徴収額  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 1万人以上10万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |

|                    |   |
|--------------------|---|
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 特別徴収となる年金受給者  |
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルシステム(eLTAX) )  |
| ⑦時期・頻度             | 当初賦課決定時、賦課更正時   |
| <b>提供先4</b>        | 国税庁長官   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号  |
| ②提供先における用途         | 国税に関する事務で使用   |
| ③提供する情報            | 地方税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 申告者とその扶養親族、市外在住の課税対象者   |
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム ) |
| ⑦時期・頻度             | 随時  |
| <b>提供先5</b>        | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号  |
| ②提供先における用途         | 地方税法第294条第3項の規定による通知  |
| ③提供する情報            | 地方税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 申告者とその扶養親族、市外在住の課税対象者   |
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                     |
| ⑦時期・頻度             | 随時  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>移転先1</b>            | 別紙2の表の第1欄に掲げる本市の組織  |
| ①法令上の根拠                | ・別紙2の表の第2欄に掲げる規定<br>・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)  |
| ②移転先における用途             | 番号法別表第1の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの  |
| ③移転する情報                | 番号法別表第2で規定された地方税関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数      | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲     | 個人住民税情報ファイルに記載されている者のうち移転先において必要となるもの   |
| ⑥移転方法                  | [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                 | 提供を求められた時   |
| <b>6. 特定個人情報の保管・消去</b> |   |
| 保管場所 ※                 | 1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管<br>2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要<br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。                  |
| <b>7. 備考</b>           |   |
|                        |   |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 当初資料ファイル

・給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・控除\_小規模企業共済等掛金
- ・控除\_損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険\_長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人\_老年人
- ・本人\_勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員個人番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入区分1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険\_支払額
- ・資料に記載された個人番号

- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・控除\_社会保険料
- ・控除\_住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人\_夫あり
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入区分2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険\_個人年金支払額

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(その他)
- ・控除\_生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険\_個人年金支払額
- ・本人\_未成年
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入区分3
- ・生命保険\_支払額
- ・生命保険\_介護医療支払額

・年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・本人\_老年人
- ・本人\_勤労学生
- ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員個人番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード

- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡婦
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・控除対象配偶者あり
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡夫
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・控除\_社会保険料
- ・本人\_夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・資料に記載された個人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

- ・宛名番号
- ・処理コード
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得\_営業(営業等内訳)
- ・所得\_肉用牛(免税・免外計)
- ・所得\_配当(配当控除適用分)
- ・所得\_公的年金
- ・所得\_総合短期
- ・所得\_分離事業雑
- ・所得\_分離長期(優良)
- ・所得\_分離先物取引
- ・雑損失の金額
- ・専従者控除\_その他
- ・平均課税(臨時所得)
- ・特別控除\_短期軽減
- ・特別控除\_山林
- ・給与収入(専従)
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_勤労学生
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養\_老人同居
- ・扶養\_障害(その他)
- ・非課税所得区分1
- ・控除\_社会保険料
- ・控除\_寄附金
- ・控除\_扶養
- ・生命保険\_個人年金支払額
- ・退職\_退職収入(現年課税分)
- ・所得税\_控除\_損害保険料
- ・所得税\_合計所得
- ・計算値\_合計所得金額
- ・計算値\_所得税額
- ・収入\_営業等内数
- ・収入\_利子
- ・収入\_配当(少額配当分)
- ・収入\_総合譲渡長期
- ・収入\_分離長期(一般)
- ・収入\_分離上場株式
- ・特例摘要条文短期
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・所得\_配当(一般外貨建等証券)
- ・翌年申告作成区分
- ・発送区分
- ・譲渡割額
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・算入強制区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険\_個人年金支払額
- ・年度分
- ・資料番号
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・強制課税区分
- ・所得\_他事(営業等内訳)
- ・所得\_肉用牛(免外売却価格)
- ・所得\_配当(配当控除適用無分)
- ・所得\_雑
- ・所得\_総合譲渡長期(2分の1前)
- ・所得\_分離短期
- ・所得\_分離長期(居住)
- ・合計所得金額
- ・雑損失の金額
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・特別控除\_一時
- ・特別控除\_長期(一般)
- ・特別控除\_上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人\_老年者
- ・本人\_未成年
- ・配偶者所得
- ・扶養\_老人合計
- ・青色申告区分
- ・非課税所得金額1
- ・控除\_小規模企業共済等掛金
- ・控除\_配偶者特別
- ・控除\_障害(扶養控除内数)
- ・損害保険\_地震支払額
- ・退職\_所得税用退職所得
- ・所得税\_控除\_生命保険料
- ・所得税\_所得控除計
- ・計算値\_控除額合計
- ・収入\_営業等
- ・収入\_農業
- ・収入\_配当(配当控除適用分)
- ・収入\_雑
- ・収入\_分離事業・雑
- ・収入\_分離長期(優良)
- ・収入\_分離未公開株式
- ・特例摘要条文予備
- ・更新日
- ・配当割額
- ・転送先コード
- ・収入\_配当(私募証券)
- ・所得税\_外国税額控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・調査コード・金額予備8
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・所得\_分離上場配当
- ・強制親区分
- ・扶養\_年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)
- ・退職\_特定役員区分
- ・金額予備項目15
- ・生命保険\_介護医療支払額
- ・算定団体コー
- ・合算区分
- ・整理番号
- ・納税者番号
- ・手入力区分
- ・所得\_漁業(営業等内訳)
- ・所得\_不動産
- ・所得\_配当(少額)
- ・所得\_譲渡一時
- ・所得\_退職
- ・所得\_分離短期軽減
- ・所得\_分離上場株式
- ・総所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・特別控除\_総合譲渡
- ・特別控除\_長期(優良)
- ・特別控除\_未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人\_寡婦
- ・本人\_夫あり
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・専従者\_配偶者
- ・控除\_雑損
- ・控除\_生命保険料
- ・控除\_配偶者
- ・控除\_基礎
- ・損害保険\_長期支払額
- ・退職\_勤続年数
- ・所得税\_控除\_配偶者特別
- ・所得税\_その他税額控除
- ・計算値\_配当控除
- ・収入\_営業(営業等内数)
- ・収入\_肉用牛
- ・収入\_配当(配当控除適用無分)
- ・収入\_一時
- ・収入\_分離短期
- ・収入\_分離長期(居住)
- ・収入\_分離先物取引
- ・エラー区分
- ・更新時間
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送日
- ・収入\_配当(一般外貨建)
- ・所得税\_住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・金額予備9
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・収入\_分離上場配当
- ・国税連携区分
- ・特定寄附金
- ・金額予備項目12
- ・申告日時
- ・資料に記載された個人番号
- ・バッチ連番
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・税務署連絡区分
- ・所得\_営業等
- ・所得\_農業
- ・所得\_利子
- ・所得\_給与
- ・所得\_一時(2分の1前)
- ・所得\_分離山林
- ・所得\_分離長期(一般)
- ・所得\_分離未公開株式
- ・総所得金額等
- ・専従者控除\_配偶者
- ・平均課税(変動所得)
- ・特別控除\_短期
- ・特別控除\_長期(居住)
- ・給与収入(一般)
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡夫
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・専従者\_その他
- ・控除\_医療費
- ・控除\_損害保険料
- ・控除\_本人
- ・生命保険\_支払額
- ・所得控除\_合計
- ・退職\_障害区分
- ・所得税\_控除\_寄附金
- ・所得税\_所得税額
- ・計算値\_特別減税額
- ・収入\_漁業(営業等内数)
- ・収入\_不動産
- ・収入\_総合譲渡短期
- ・収入\_分離短期軽減
- ・収入\_分離山林
- ・特例摘要条文長期
- ・エラー内容
- ・更新職員個人番号
- ・併徴先判定区分
- ・所得\_長期(居住特例)
- ・所得\_配当(私募証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備10
- ・寄附金(市条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21～)
- ・還付申告区分
- ・金額予備項目13
- ・新生命保険\_支払額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・扶養関係
  - ・宛名番号
  - ・履歴連番
  - ・更新職員個人番号
- ・年度分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・扶養者宛名番号
- ・更新日
- ・照会区分
- ・扶養関係コード
- ・更新時間
- ・被扶養者宛名番号

2. 障害者ファイル

- ・賦課期日情報
  - ・宛名番号
  - ・氏名カナ
  - ・町名
  - ・行政区コード
  - ・世帯主氏名漢字
  - ・続柄コード1
  - ・現存区分
  - ・住民でなくなる日
  - ・生活保護区分
  - ・国保資格
  - ・国民年金番号
  - ・各種情報4
  - ・本人\_老年人
  - ・更新時間
  - ・郵便番号BC
  - ・生保開始日
  - ・発送管理2
  - ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人\_未成年
- ・更新職員個人番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

3. 生活保護ファイル

- ・賦課期日情報
  - ・宛名番号
  - ・氏名カナ
  - ・町名
  - ・行政区コード
  - ・世帯主氏名漢字
  - ・続柄コード1
  - ・現存区分
  - ・住民でなくなる日
  - ・生活保護区分
  - ・国保資格
  - ・国民年金番号
  - ・各種情報4
  - ・本人\_老年人
  - ・更新時間
  - ・郵便番号BC
  - ・生保開始日
  - ・発送管理2
  - ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人\_未成年
- ・更新職員個人番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 4. 年金特徴ファイル

#### ・年金特徴対象者情報

- |           |              |          |          |              |
|-----------|--------------|----------|----------|--------------|
| ・捕捉年度     | ・宛名番号        | ・データ区分   | ・履歴番号    | ・レコード区分      |
| ・市町村コード   | ・特別徴収義務者コード  | ・通知内容コード | ・予備1     | ・特別徴収制度コード   |
| ・作成年月日    | ・年金保険者用整理番号1 | ・年金コード   | ・予備2     | ・生年月日        |
| ・性別       | ・氏名カナ        | ・氏名漢字    | ・郵便番号    | ・住所カナ        |
| ・住所漢字     | ・各種区分コード     | ・処理結果コード | ・予備3     | ・各種年月日       |
| ・各種金額1    | ・各種金額2       | ・各種金額3   | ・予備4     | ・年金保険者用整理番号2 |
| ・特徴開始月    | ・特徴開始期別      | ・特徴依頼日   | ・突合結果コード | ・突合区分        |
| ・特徴状態     | ・レコード番号      | ・システム作成日 | ・更新日     | ・更新時間        |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号      |          |          |              |

#### ・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

- |         |              |             |              |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| ・捕捉年度   | ・依頼周期        | ・依頼年月日      | ・ファイル名       |
| ・レコード区分 | ・市町村コード      | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード     |
| ・予備1    | ・特別徴収制度コード   | ・作成年月日      | ・年金保険者用整理番号1 |
| ・年金コード  | ・予備2         | ・生年月日       | ・性別          |
| ・氏名カナ   | ・氏名漢字        | ・郵便番号       | ・住所(カナ)      |
| ・住所(漢字) | ・各種区分コード     | ・処理結果コード    | ・予備3         |
| ・各種年月日  | ・各種金額欄(金額1)  | ・各種金額欄(金額2) | ・各種金額欄(金額3)  |
| ・予備4    | ・年金保険者用整理番号2 | ・レコード番号     | ・システム作成日     |
| ・更新日    | ・更新時間        | ・職員個人番号     | ・端末番号        |
| ・個人番号   |              |             |              |

### 5. 口座情報ファイル

- |          |          |
|----------|----------|
| ・宛名番号    | ・口座種別    |
| ・科目コード   | ・口座番号    |
| ・科目詳細コード | ・表示用口座番号 |
| ・振替振込区分  | ・口座名義人番号 |
| ・申請自治体   | ・口座名義人カナ |
| ・申請日     | ・口座名義人漢字 |
| ・適用開始日   | ・口座終了理由  |
| ・適用終了日   | ・通知書区分   |
| ・金融機関コード | ・指定口座区分  |
| ・支店コード   | ・口座登録連番  |
| ・支店枝番    | ・振替済通知書  |



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 課税台帳ファイル

・課税情報

- ・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード ・履歴連番 ・処理日 ・異動日 ・異動事由
- ・異動事由補足 ・申告区分 ・徴収区分 ・指定番号 ・整理番号 ・受給者番号
- ・納税者番号 ・税務署連絡区分 ・警告エラー無視サイン ・強制課税区分 ・手入力区分 ・前住地課税区分
- ・賦課所在地コード ・所得\_営業等 ・所得\_営業(営業等内訳) ・所得\_他事(営業等内訳) ・所得\_漁業(営業等内訳)
- ・所得\_農業 ・所得\_肉用牛・肉用牛売却価格 ・所得\_不動産 ・所得\_利子 ・所得\_株式配当 ・所得\_配当控除無分
- ・所得\_配当(少額) ・所得\_給与 ・所得\_公的年金 ・所得\_雑 ・所得\_譲渡一時 ・所得\_一時(2分の1前)
- ・所得\_総合短期 ・所得\_総合譲渡長期 ・所得\_分離山林・所得\_退職 ・所得\_分離事業雑 ・所得\_分離短期
- ・所得\_分離短期軽減 ・所得\_分離長期一般・所得\_分離長期優良 ・所得\_分離長期居住 ・所得\_分離上場株式
- ・所得\_分離未公開株式 ・所得\_分離先物取引 ・所得\_特控後\_山林 ・所得\_特控後\_短期 ・所得\_特控後\_短期軽減
- ・所得\_特控後\_長期一般 ・所得\_特控後\_長期優良 ・所得\_特控後\_長期居住 ・所得\_特控後\_上場株式
- ・所得\_特控後\_未公開株式 ・合計所得金額 ・総所得金額・総所得金額等 ・純損失 ・雑損失 ・先物取引繰越控除
- ・専従者控除\_配偶者 ・専従者控除\_その他 ・前々年の変動所得 ・前年の変動所得 ・変動所得 ・臨時所得
- ・特別控除\_一時 ・前々年の変動所得 ・特別控除\_総合譲渡 ・特別控除\_短期 ・特別控除\_短期軽減
- ・特別控除\_長期一般 ・特別控除\_長期優良・特別控除\_長期居住 ・特別控除\_山林 ・特別控除\_上場株式
- ・特別控除\_未公開株式 ・給与収入(一般) ・給与(特定控除) ・公的年金収入 ・本人\_特別障害 ・本人\_他障害
- ・本人\_老年人 ・本人\_寡婦 ・本人\_寡夫 ・本人\_勤労学生 ・本人\_未成年 ・本人\_夫あり ・控対配あり
- ・控対配老人 ・配偶者所得 ・扶養\_一般 ・扶養\_特定 ・扶養\_老人同居 ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_障害(特別同居) ・扶養\_障害(特別合計) ・扶養\_障害(その他)・青色申告区分 ・専従者\_配偶者 ・専従者\_その他
- ・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1 ・控除\_雑損 ・控除\_医療費 ・控除\_社会保険料 ・控除\_小規模
- ・控除\_生保 ・控除\_損保 ・控除\_寄付金 ・控除\_配偶者特別 ・控除\_配偶者 ・控除\_本人 ・控除\_扶養
- ・控除\_扶養障害 ・控除\_基礎 ・生命保険\_支払額 ・生命保険\_個人年金 ・損害保険\_地震 ・損害保険\_旧長期
- ・所得控除\_合計 ・退職\_退職収入 ・退職\_所得税用退職 ・退職\_勤続年数 ・退職\_障害区分 ・所得税\_控除\_損保
- ・所得税\_控除\_生保 ・所得税\_控除\_配偶者特別 ・所得税\_控除\_寄付金 ・所得税\_合計所得 ・所得税\_所得控除計
- ・所得税\_その他税額控除 ・所得税\_所得税額 ・計算値\_合計所得金額 ・計算値\_控除額合計 ・計算値\_配当控除
- ・計算値\_特別減税額 ・計算値\_所得税額 ・保育用所得税額 ・課標\_総合 ・課標\_総合(実計) ・課標\_肉用牛
- ・課標\_山林 ・課標\_退職 ・課標\_事業雑 ・課標\_短期 ・課標額\_短期軽減 ・課標\_長期優良 ・課標\_長期居住
- ・課標\_上場株式 ・課標\_未公開株式 ・課標\_先物取引 ・課標\_合計 ・市\_総合 ・市\_肉用牛 ・市\_山林
- ・市\_退職 ・市\_事業雑 ・市\_短期 ・市\_短期軽減 ・市\_長期一般 ・市\_長期優良 ・市\_長期居住
- ・市\_上場株式 ・市\_未公開株式 ・市\_先物取引 ・市\_合計 ・市\_配当控除 ・市\_外国税額控除 ・市\_調整額
- ・市\_定率控除額 ・市\_端数 ・市\_所得割 ・市\_減免額(所得割) ・市\_均等割 ・市\_減免額(均等割)
- ・県\_総合 ・県\_肉用牛 ・県\_山林 ・県\_退職 ・県\_事業雑 ・県\_短期 ・県\_短期軽減 ・県\_長期一般
- ・県\_長期優良 ・県\_長期居住 ・県\_上場株式 ・県\_未公開株式 ・県\_先物取引 ・県\_合計 ・県\_配当控除
- ・県\_外国税額控除 ・県\_調整額 ・県\_定率控除額 ・県\_端数 ・県\_所得割 ・県\_減免額(所得割) ・県\_均等割
- ・県\_減免額(均等割) ・差引年税額 ・収入\_営業等 ・収入\_営業(営業等内数) ・収入\_漁業(営業等内数)
- ・収入\_他事(営業等内数) ・収入\_農業 ・収入\_肉用牛 ・収入\_不動産 ・収入\_利子 ・収入\_株式配当
- ・収入\_配当(控除無分) ・収入\_配当(少額配当分) ・収入\_雑 ・収入\_一時 ・収入\_総合譲渡短期
- ・収入\_総合譲渡長期 ・収入\_分離事業雑 ・収入\_分離短期 ・収入\_分離短期軽減 ・収入\_分離長期一般
- ・収入\_分離長期優良 ・収入\_分離長期居住 ・収入\_分離山林 ・収入\_分離上場株式 ・収入\_分離未公開株式
- ・収入\_先物取引 ・損益\_経常所得 ・損益\_分離短期 ・損益\_分離短期軽減 ・損益\_総合譲渡短期 ・損益\_分離長期一般
- ・損益\_分離長期優良 ・損益\_分離長期居住 ・損益\_譲渡一時 ・損益\_分離山林 ・損益\_退職 ・国保\_推定所得
- ・国保\_繰越損失 ・国保\_繰越損失軽減用 ・特例適用条文長期 ・特例適用条文短期 ・特例適用条文予備
- ・配当割額 ・配当譲渡割の控除額(市町村) ・配当譲渡割の控除額(県) ・決裁区分 ・併徴元区分
- ・転送区分 ・株式譲渡繰越損失 ・強制親区分 ・システム作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号 ・市\_老年人経過 ・県\_老年人経過 ・市\_配当譲渡割控除不足額 ・県\_配当譲渡割控除不足額
- ・市\_調整控除額 ・県\_調整控除額 ・所得\_分離長期居住特例 ・長期居住特例繰越損失 ・収入\_配当(私募)
- ・収入\_配当(一般外貨) ・所得\_配当(私募) ・所得\_配当(一般外貨) ・強制発送区分 ・所得税\_外国税額控除
- ・所得税\_住宅ローン控除 ・資料番号 ・住宅取得等控除\_入力値 ・市\_税源移譲\_入力値 ・市\_住宅取得税額控除
- ・県\_住宅取得控除 ・市\_税源移譲税額控除 ・県\_税源移譲税額控除 ・翌年申告作成区分
- ・住宅取得等特別控除\_計算値 ・住宅取得等可能額 ・県\_税源移譲\_入力値 ・発送区分 ・調査コード
- ・上場配当繰越損失 ・住宅用課税標準額 ・住宅用所得税額 ・譲渡割額 ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(共同募金・日赤支部) ・寄附金(市区町村条例指定) ・寄附金(都道府県条例指定) ・市\_寄附金
- ・県\_寄附金 ・所得\_分離上場配当 ・収入\_分離上場配当 課標\_上場配当 ・市\_上場配当 ・県\_上場配当
- ・住宅借入金等可能額(H21~) ・還付申告区分 ・翌年度用給与支払額 ・翌年度用社保 ・還付加算起算日
- ・減免区分 ・普徴減免開始月 ・特徴減免開始月 ・減免率 ・国外所得総額 ・外国所得税額
- ・扶養\_年少 ・特定寄附金 ・震災関連寄附金 ・特定震災指定寄附金 ・認定NPO寄附金
- ・寄附金税額控除 ・金額予備項目11 ・金額予備項目12 ・金額予備項目13 ・金額予備項目14
- ・金額予備項目15 ・新生命保険\_支払額 ・新生命保険\_個人年金 ・生命保険\_介護医療

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

7. 収納管理ファイル

・調定情報

科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 現年過年区分 通知書番号 論

理 期別 年月 管理人宛名番号 宛名番号 管理人区分 調定額 不納欠損額 履歴連番 異動日 取得区分

・収納履歴情報

科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 収納日  
支所コード 冊号 入力連番 入力連番内連番 領収日 納付方法 収納区分 収納額 督促手数料 延滞金 前納報奨金 還付加算  
金 会計年度 会計年度督促手数料 会計年度延滞金 決算区分 OCRID 口座登録連番 充当科目コード 充当科目詳細コード

充

当算定団体コード 充当期割団体コード 充当団体内外区分 充当調定年度 充当年度分 充当通知書番号 充当論理期別 収納額  
から収納額 収納額から督促料 収納額から延滞金 督促料から収納額 督促料から督促料 督促料から延滞金 延滞金から収納額  
延滞金から督促料 延滞金から延滞金 払込日 払込時刻 本部コード 店舗コード 送金予定日 滞納管理1 滞納管理2

・滞納処分情報

科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 処分日  
処分コード

処分区分 処分理由 処分取消日 処分取消区分 処分取消理由 滞納区分 滞納管理1 滞納管理2 処分調定 処分督促 処分  
延

滞 作成日 更新日 更新時間 更新職員宛名番号 更新端末番号

・交渉記録情報

番号 科目グループコード 宛名番号 入力日 入力時刻 場所 面談者 予実日 予実時刻 入金予定額 担当者宛名番号 訪問内  
容 予実結果 徴収区分 関連番号 履歴 不履行 重要度 担当氏名 内容区分 帳票コード1 帳票コード2 作成日 更新日 更

新

時間 職員番号 端末番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|   |   |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 個人住民税情報ファイル   |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）                      |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク   |   |
| リスクに対する措置の内容  | 1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。<br>2 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。<br>3 他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市町村へ照会を行う。<br>4 他システムとの連携により入手する場合においては、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
|   |   |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク                       |   |
| リスクに対する措置の内容  | 1 個人住民税システムは、番号法別表第1・第2、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。<br>2 個人住民税システムと他システム間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。<br>3 業務システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能(画面)では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。<br>4 個人番号利用事務以外の事務からの個人住民税情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供しようアクセス制御を行う。<br>5 団体内統合利用番号連携サーバーは、個人番号、団体内統合利用番号、各システム宛名番号等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。<br>6 個人住民税システム、団体内統合利用番号連携サーバーへの権限のない者の接続を認めない。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク               |   |
| ユーザ認証の管理  | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法  | 個人住民税システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。  |
| その他の措置の内容   | システムへのログイン記録しており、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。システム上保持し、一定期間経過したログはまとめてCSVファイルとして別に保存。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                           |   |
|   |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   | [ ] 委託しない  |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク  |   |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定                                       | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない                               |
| 規定の内容   | 1 委託業務を遂行する目的以外の目的に使用しないこと。<br>2 特定個人情報の閲覧者又は更新者を制限すること。<br>3 特定個人情報を委託業者以外の者に提供することが認められないこと。<br>4 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。<br>5 必要に応じて、委託先の視察・監査を行うこと。  |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保                                       | [ 再委託していない ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない            4) 再委託していない |
| 具体的な方法  |   |  |
| その他の措置の内容   |   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている            2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                         |   |  |
|   |   |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）                      |   | [ ] 提供・移転しない   |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない                               |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法   | 八代市個人情報保護条例や八代市情報セキュリティポリシーにおいて、収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供すること、及びオンライン結合による個人情報の提供を原則禁止している。ルール遵守の確認方法としては、アクセスログの監視を行っている。<br>収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供することがあるときは、届出書を提出してもらっており、オンライン結合により個人情報を提供することがあるときは、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととしている。 |  |
| その他の措置の内容   | 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に特定個人情報を保管する。<br>2 サーバーへのアクセスはユーザーID及びパスワードによる認証を必要とする。  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている            2) 十分である<br>3) 課題が残されている                      |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |  |
|   |   |  |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |   | [ ] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供) |
|--|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容   | <p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>※2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>                             |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容   | <p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3)機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |                                       |               |
| <p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> |   |                                       |               |

| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
|--|--|--|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク   |  |  |
| ①事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない             |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |
| その内容   |  |  |
| 再発防止策の内容   |  |  |
| その他の措置の内容  |  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |  |
| <p>1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>(2) 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> |  |  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検   | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない             |
| 具体的な方法   | <p>1 職員への研修等</p> <p>(1) 職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>(2) 事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等</p> <p>(1) IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |  |
| 10. その他のリスク対策  |  |  |
| <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>  |  |  |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 八代市役所 財務部市民税課市民税係<br>〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4107<br><br>八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係)<br>〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100 |
| ②請求方法                    | 指定様式(又はこれに準ずる様式)による書面の提出により開示、訂正又は利用停止請求を受け付ける。  |
| ③法令による特別の手続              | —  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 八代市役所 財務部市民税課市民税係<br>〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4107  |
| ②対応方法                    | 1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。<br>2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。   |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和5年1月31日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 平成28年9月30日 | V 評価実施き手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日   | 平成27年7月31日   | 平成28年9月30日  | 事後   |           |
| 平成31年1月31日 | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名                                  | 市民税課長 碓塚 康浩  | 市民税課長   | 事後   |           |
| 平成31年1月31日 | Ⅲ リスク対策<br>8. 監査   | ○自己点検  | ○自己点検<br>○内部監査  | 事後   |           |
| 平成31年1月31日 | V 評価実施き手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日   | 平成28年9月30日   | 平成31年1月31日  | 事後   |           |
| 平成31年1月31日 | V 評価実施き手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日   | 平成31年1月31日   | 令和3年1月31日   | 事後   |           |
| 令和3年1月31日  | Ⅲ リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ※2 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの | ※2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 |      |           |
| 令和3年1月31日  | Ⅲ リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク2: 不正な提供が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容  | (3) 特に慎重な対応が求められる情報については   | (3) 機微情報については   | 事前   |           |
| 令和3年1月31日  | Ⅲ リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置       | なし   | (2) 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。                        | 事前   |           |



## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和3年1月31日 | Ⅲ リスク対策<br>9. 従業員に対する教育・啓発                             | 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等<br>(1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。<br>(2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く職員に対し、運用規則等について研修を行う。   | 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等<br>(1) IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。   | 事前   |           |
| 令和4年1月31日 | I 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠          | (情報提供の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第2<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,<br>91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第2の27の項 | (情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2の27の項 | 事後   |           |
| 令和4年1月31日 | V 評価実施き手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日                         | 令和3年1月31日   | 令和4年1月31日  | 事後   |           |
| 令和4年3月8日  | II 特定個人情報ファイル概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2 ③委託先名 | 株式会社RKKCSソフト  | 株式会社 KDS 熊本支社  | 事後   |           |
| 令和4年3月8日  | II 特定個人情報ファイル概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3 ③委託先名 | 行政システム九州株式会社熊本支店  | 株式会社RKKCS  | 事後   |           |
| 令和5年1月31日 | I 基本情報<br>4. 個人番号の利用                                   | ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条   | ・番号法第9条第1項 別表第1の16、101の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条  | 事前   |           |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目                                | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和5年1月31日 | I 基本情報<br>5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | (情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2の27の項 | (情報提供の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2の27、121の項 | 事前   |           |
| 令和5年1月31日 | V 評価実施き手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日    | 令和4年1月31日  | 令和5年1月31日  | 事後   |           |